

積立式期日指定定期預金規定

1. 預金契約の成立

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (2) この預金は口座振替のほか現金により当金庫本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ずこの通帳をお持ちください。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
ただし、指定振替口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは通知することなく、その日の口座振替は行いません。
- (2) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替依頼を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店へ届出てください。

4. (期間、継続の方法等)

- (1) この預金は預入れの都度、個別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は、継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限に元利合計額について期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までに、その旨を申出てください。

5. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後、最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。
満期日を指定する場合は、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、満期日は口座番号単位もしくは預入単位毎に指定することができます。
また、この預金の一部について満期日を定める場合には1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (3) 第1項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入期間ごとにその預入日（継続したときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続したときは継続日）現在における次の預入期間に応じ

た利率によって計算します。

- A 1年以上2年未満…………… 当金庫所定の「2年未満」の利率
- B 2年以上…………… 当金庫所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）

② 前記①の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の全部または一部について、満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第5項または第6項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点以下第4位以下は切捨てます。）

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020.4.1 改定)